

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

企 画 調 整 局	(20年度)																				
監 査 結 果 (指 摘 事 項)			改 善 措 置																		
<p>&lt;第一テーマ&gt;出資団体に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>I 個別指導事項 7 出資団体決算の開示 (1)出資団体決算の会計処理</p> <p><b>現状の問題点</b></p> <p><b>【監査の結果】</b> 今回の外部監査の過程で発見された出資団体決算（平成19年度）の修正事項を、正味財産・純資産への影響額で示すと以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="183 996 790 1198"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出資団体</th> <th colspan="4">修正事項</th> <th rowspan="2">修正額 合計</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(財)仙台 国際交流 協会</td> <td>△10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△10</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度決算において、翌期支給の夏季賞与のうち当年度末までの計算期間に係る費用について、賞与引当金を計上した。</p> <p>①賞与引当金 賞与は、職員の労働提供の対価として発生する費用と考えられるため、支給時の一時の費用として処理するのは合理的ではない。翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として賞与引当金を計上する必要がある。(以下略)</p> <p>②退職給付引当金 (以下略)</p> <p>③出えん金受入れ・投資事業組合の損益分配 (以下略)</p> <p>④徴収不能引当金 (以下略)</p> <p><b>解決の方向性</b></p> <p>公益法人会計基準等に基づいた会計処理を行うよう、出資団体に対する指導監督を徹底する。</p>						出資団体	修正事項				修正額 合計	①	②	③	その他	(財)仙台 国際交流 協会	△10				△10
出資団体	修正事項				修正額 合計																
	①	②	③	その他																	
(財)仙台 国際交流 協会	△10				△10																

監査結果に係る措置通知書

都市整備局

(20年度)

監査結果  
(指摘事項)

改善措置

7 出資団体決算の開示  
 (1) 出資団体決算の会計処理  
 ①賞与引当金  
 (財) 仙台市建設公社

賞与は、職員の労働提供の対価として発生する費用と考えられるため、支給時の一時の費用として処理するのは合理的ではない。翌期に支給する賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として賞与引当金を計上する必要がある。

平成 21 年度決算において、翌期支給の夏季賞与のうち当年度末までの計算期間に係る費用について、賞与引当金を計上した。